被告人A、同B、同C、同D、同E、同F、同Gに対する日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反各被告事件につき、昭和三四年六月二五日当裁判所がした当裁判所裁判官斎藤悠輔に対する忌避申立却下の決定に対し右申立人等から異議の申立があつたけれども、右決定に対し異議申立を許す規定は存しないから、当裁判所は裁判官全員一致の意見により次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立を棄却する。

昭和三四年七月一日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	田		中	耕	太	郎
裁判官	小		谷	勝		重
裁判官	島					保
裁判官	藤		田	八		郎
裁判官	河		村	又		介
裁判官	入		江	俊		郎
裁判官	池		田			克
裁判官	垂		水	克		己
裁判官	河		村	大		助
裁判官	下	飯	坂	潤		夫
裁判官	奥		野	健		_
裁判官	高		橋			潔
裁判官	高		木	常		七
裁判官	石		坂	修		_